

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第34号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年1月4日 19時15分ごろ	
発生場所	香川県土庄町カナメ石東方沖 讃岐千振島灯台から真方位225° 3.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 29.2′ 東経134° 06.5′）	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八勘成丸、120トン 134388、勘成石材採取有限会社 B はしけ 第八勘成号、約1,359トン 船舶番号なし、勘成石材採取有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A 船底部に凹損及び擦過傷 B 船底部に凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、船首約1.20m、船尾約2.50mの喫水で、空船で船首尾とも約0.8mの等喫水のB船を押航してA船押船列を構成し、船長が、船橋当直に就き、香川県豊島と小豊島間の水路を約9.8ノットの対地速力で南西進中、カナメ石の北東方2.5M付近で、レーダーによりカナメ石を認めた。 船長は、本船の左舷後方から追い越す態勢で接近する漁船に進路を譲ろうとして右舵10°をとったのち、レーダーで船位を確認しなかったため、カナメ石に接近する針路で航行していることに気付かず、平成23年1月4日19時15分ごろ、A船押船列は、カナメ石東方沖の暗礁に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 微弱な南西流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、豊島東方沖において、後方からA船押船列の左舷側を追い越す態勢の漁船を認めて右寄りの針路として南西進中、レーダーで船位を確認しなかったことから、カナメ石に接近し、カナメ石東方沖の暗礁に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、A船押船列が、豊島東方沖において、後方から追い越す態勢の漁船を認めて右寄りの針路として南西進中、船位を確認しな	

	かったため、カナメ石東方沖の暗礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
--	--